

平成26年度 第4回習志野市障がい者地域共生協議会会議録

日時 平成27年3月17日(火)
午後2時00分から4時15分
場所 サンロード6階 大会議室

出席者 委員25名 事務局5名
(委員)

福田弘子、渡辺恵美子、喜田敬子、松井秀明、豊嶋美枝子、森田美恵子、八尋信一、高橋大悟、中神茂樹、内村幸輔、石井英寿、松尾公平、武井剛、平和弘、梅田和男、臼田昌弘、窪田正樹、武石厚司、畠山潤、長尾一輝、内山澄子、館澤眞木子、米山馨、岩田寛、北田順一(敬称略)

(事務局)

東昭夫(障がい福祉課課長)、家弓樹也(同主幹)、篠塚美由紀(同企画係係長)、太刀岡千佳(同主事)、林由香里(同主事補)

欠席者 委員5名

中村晴美、奥井菜摘子、山田宏、内海明雄、八田福子(敬称略)

1. 開式の言葉

(松尾会長)

本日は、山田委員、内海委員、中村委員、八田委員、奥井委員より欠席の御連絡、北田委員より遅刻の御連絡を頂いている。なお、出席は過半数を超えているのでこの会は成立となる。本日は、傍聴人の方が1名いらっしゃるが、予め承認をさせて頂いているので既に入室して頂いている。それでは、議題1の各部会より会議報告及び平成26年度活動のまとめを各部会より発表をお願いしたい。今年度については活動計画に基づき各部会が中心となって地域課題の把握と抽出、提言の実現化、地域への協議会の周知、協議会内におけるネットワークの強化というところに軸を置き活動をして頂いたと思う。各部会の報告、平成26年度の反省も踏まえて各部会より報告頂きたい。相談部会よりお願いしたい。

2. 各部会より会議報告及び平成26年度活動のまとめ【資料1】

【相談支援部会：福田部会長】

それでは、相談支援部会より報告させて頂く。前回の全体会より毎月部会は開催している。12月より行ってきた困難事例のまとめを運営会議に議題として挙げさせて頂いた。困難事例については今後、各部会で事例を挙げて頂くことになっている。1月には今年度2回目となる計画相談事業者との情報交換会を開催した。その中では計画相談の進捗等を市から報告頂き、内容としては相談支援専門員が増えてきたことと、27年度に向けて事業者が少し増えるとのことだった。習志野市はセルフプランも含めて子どもは100%、大人に関しても80%程度である。セルフプランに関しても今後どのように対応していくのかということや、市と共同しながら必要な人に必要なサービスが受けられるようになるには相談支援専門員としての支援が必要であると思う。どのように優先順位をつけながら計画相談事業者として行うかが今後の課題だと思う。今年度のまとめでは市の相談という大きなくくりは困難事例等で追われてしまい実施に至っていない。支援会議については1

つまとめている。資料にある困難事例シートはなかなか事例が挙がってこないなのでこの完成系を御覧頂き、皆様にも御協力頂きたい。計画相談事業者との情報交換会に関しては2回実施したがなかなか大変な部分もあり、事務処理の部分では市と協力しながら行っている。

また、障がい福祉計画に関しては、前回報告をしたとおり相談支援部会としてまとめを行っている。以上。

【児童部会：松井部会長】

児童部会では、年度当初の目標としては教育と福祉の連携を図っていくことを大きな目標として今年度検討をしてきた。もう一つは年度途中から重度心身障がい児のこともについても検討をしている。内容としては重度心身障がい児が地域で生活していくために何が必要かということについて検討である。

1つ目の教育と福祉の連携を図っていくという目標については、学校関係者等を含めてどのようなことが出来るかという検討を行って、今年度については相談支援事業所の紹介をA4サイズのチラシを作成した。次回の全体会にて配布をさせて頂く。チラシと資源マップと会長の一文を添えて学校関係者及び保育、幼稚園、小学校、中学校、高等学校といった教育機関に向けて配布を行いたいと思う。実際に配布部数等も児童部会で検討し、役割分担も決定している。そちらについても次回の全体会にて配布をさせて頂く。本来、今年度に配布する予定であったがチラシ作成に時間がかかってしまい作成までとなってしまった。その点が1つ課題であった。

2つ目の重度心身障がい児の検討については関係機関、保護者をお招きして情報収集に努めているところである。現在、事業所側の意見としてまめの木、学校関係から県立船橋特別支援学校及び在籍していた保護者にヒアリングし、重度心身障がい児が地域生活を送る上で何が必要かということを出しているところである。社会資源が地域の中に少ないということもあり、児童部会で何が出来るか精査し、部会で一致していることは重度心身障がい児の困っていることを一般住民の方等の目に触れるような場所にまずは掲示していきたいと考えている。

次年度以降、もう少し重度心身障がい児について具体的に何が出来るかについて検討していくと同時に教育と福祉の連携を図っていくことについてはチラシ配布を行った上で評価等を行い、次に何が出来るか検討していきたい。以上。

【就労支援部会：武井部会長】

就労支援部会としては資料に記載のとおり、今年度は3つの大きなテーマに沿って活動を行ってきた。

1つ目は、障がいを持っている方々が地域の中で働いていることを広く企業の関係者や地域の住人に知って頂く、広報啓発的なことで広報誌「ならたく」を年3回定期発行することに取り組んだ。

2つ目は、障害者優先調達推進法に基づく習志野市の調達方針の策定にあたっての意見出しや10月には習志野市が主催で実施した「障害者施設等からの物品等の調達推進に向けた説明会」の開催にあたり、部会として企画や準備の段階から関り、当日は市内及び近隣地域の事業所が集まり市役所の職員向けにどのような物品や役務の提供が出来るか等のアピールをさせて頂くなど、市役所の職員との交流を深めることが出来た。

3つ目は、習志野市における地域課題の把握に向けて学習会や研修の機会を設けるということで活動してきた。この3つ目に関しては11月と3月にそれぞれ県立八千代特別支援学校と就労継続支援A型事業所「グローアップ船橋」を見学した。5月から月1回ずつ部会を開催させて頂き最終的には3月末までの間に12回、部会のメンバーで集まる機会があった。延べ人数では65名程集まっている。今年度、当初計画を立てたとおりには動いていると感じている。特に「ならたく」の発行に関しては、平成25年の8月から始めて次回4月の発行分で6号までこぎつけることが出来た。今年度からは「商工習志野」との同封発送させて頂いていた企業向けの2100部に加え、市

内の町会に回覧板等で6000部程発行させて頂いて、一般の市民向けの啓発にもなっていると思う。学校の見学と就労継続支援A型事業所の見学を通じて、学校の見学では、現在ある教室やそれ以外の部屋も全て使用しなければ生徒が収まりきらないくらい生徒が増えている。小学部から高学部まで230名程在籍しているということで、年々この圏域の特別支援学校では生徒の人数が増えており、知的障がいの方だけでなく医療ケアが必要な重度心身障がい児の方や精神疾患をお持ちの方等、様々な方が増えているという現状が見えてきた。

また、就労継続支援A型事業所の見学を通じては、見学の前に調べたところ、2年くらいで千葉県内の就労継続支援A型事業所の数が2倍くらいに増えてきている。特に、船橋市や千葉市の都市部で増えている。そして新たに習志野市でも1つ出来るということで、実際に見学に伺ったところ、精神障がいの方がたくさん働いていたが利用者から見ても就労継続支援A型事業所を利用するニーズはあるという現状がみえた。

今後の活動として、今年度行ってきた活動から見えてきた課題を更に掘り下げていって具体的な市の施策や部会としての新たな活動に落とし込んでいくというのが必要だと思っている。以上。

【権利擁護・広報啓発部会：畠山部会長】

今年度新しく出来た部会であるが、最初からやるべきことは決まっておき福祉サービスガイドブック（以下、「資源マップ」という。）の作成、福祉ふれあいまつりの参加、市民啓発講座の共催が主なやるべきことで、その他に成年後見制度・障害者虐待防止に関して現状把握をするということを目標に活動を行った。

資源マップについては昨年と同様に作成をしたが、施設案内の文字が小さく見にくい等の課題があった。福祉ふれあいまつりに関しても例年通りの参加をしたが、配布していた資源マップが無くなりそうになったことが課題となった。

市民啓発講座に関しては、賛否両論があると思うが嬉しいことに「良かった」というアンケート結果が多かったと思う。市民啓発講座の開催時期については、毎年同じ時期に開催することで市民啓発講座の啓発になると思うので平成27年度も同時期に開催を予定している。

更に、様々な方に知って頂くために学校の学園祭の1ブースに入れさせてもらうことやまちづくり会議への参加も視野に入れている。小さな活動を通して市民の方へ協議会や障がい者の方が困っているということを啓発していきたい。

その他、平成28年4月から「差別解消法」が施行されるにあたり、協議会のあり方、障害者虐待、成年後見制度の協議について進めて欲しいと事務局から要望があるが、こちらに関しては部会のみならず、協議会の皆様に御協力を頂きながら進めたいと考えている。

成年後見制度や障害者虐待の防止に関しての現状把握については2月6日現在、手つかずの状態である。これは、現在資源マップの作成、福祉ふれあいまつりの参加、市民啓発講座についての次年度への課題等での協議が多く、手一杯になってしまっている。こちらに関しても協議会の皆様に御協力を頂きながら進めていきたい。

広報啓発の部分で、まちづくり会議への参加の件では何もない中でまちづくり会議へ参加するよりも協議会委員の中で、団体及び個人で既に参加している会議等がある場合はそちらで協議会について啓発をして頂くのはどうかと考えている。とりあえず案の状態であり、具体的なことは決定していないがその点で御協力を頂く場合もあると思うのでよろしくお願ひしたい。以上。

(松尾会長)

畠山部会長より報告があったが、会議への参加について、この場でお伺いした方がよいか。

(畠山部会長)

是非、教えて頂きたい。

(松尾会長)

まちづくり会議という名称だけでなく、自分達の事業所や地域の会議に出席をされている会議があれば教えて頂きたい。

私は茜浜で行われている第三企業連絡会という企業地帯の協議会に入っており、定期的に参加しているのと2、3年に一度、障がい者雇用について話しをさせて頂く機会がある。

(松井委員)

すぐにはお応え出来ないのだが、代表がまちづくり課と共同で行っていることがあるので後程回答させて頂きたい。

(窪田委員)

あきつ園は総合福祉ゾーンの中にある関係もあり、秋津のまちづくり会議に参加している。その中であきつ園、花の実園含めて現状（困っていること等）の話をしている。また、まちの方からは「ゴミゼロにこのようなことで協力してくれないか」等の情報交換を行っている。更に防災会議として、総合福祉ゾーンと地域住民との防災をどうするかということで年3回の会議に参加している。

(松尾会長)

その他、ある場合は権利擁護・広報啓発部会に連絡頂ければと思う。

(畠山部会長)

今後、そのような会議に出席するようなことがあれば連絡をお願いしたい。

【社会資源開発・改善部会：内山部会長】

前回の全体会の後から動き出した部分は障がいを持った子どもや、親に障がいがある子どもたちが地域の中で見守られて育つ環境作りについて、ひまわり発達相談センターの内村委員と子育て支援課の奥井委員に来て頂き、それぞれの現場で感じている課題を教えて頂いた。障がいを持った母親達が健常者の母親の中に入りにくい、他の子どもと自分の子どもの発達を比べてしまって苦しくなるという意見を内村委員から聞いて、そういった苦しさがあることを改めて感じた。

奥井委員からも虐待等で家庭訪問する中で、閉ざしてしまった心をほぐすまで本当に時間がかかるということから地域の中で見守られる環境だと良いということで御意見を頂いた。このテーマに至ったのは先日からのバス停の件で地域の方々の御理解をなかなか得られなかったこともあり、どのようにすれば良いのかということで、道路交通課でバス停が立てられないかと検討して頂いた。

しかし、バス停を立てるのはお金がかかってしまうことや、近隣住民の理解が必要であることから難しいのとことだった。この間伺った話ではバスの場所を少し東側に移すことで違法駐車と重なるとも少なくなるのとことだったのでまたそのことについて教えて頂きたいと思っている。

今回部会としては、困ったことがある時に「助けてください」という言い方ではなく、地域の中から「困っている人を何とかしたい」という声が挙がらなければ上手く解決に行きつかないのではないかと考えた。どうしたら地域の中で声を掛けてもらえるのだろうと考える中で、バス停で待っている親と子どもに近隣の人が声を掛ける挨拶運動などが良いと思われるが、誰に頼めば良いか等色々な案が出ている。社会福祉協議会の杉山さんにも相談したところ、地域のどの場所に障がいを持った子どもが乗り降りするバス停があるかを知らない人が多かったり、知っていても声を掛けられない人達に声を掛けてもらう、知ってもらえるようなアプローチをしていくためにもう一度社会福祉協議会の支部長に地域のどのようなところに挨拶運動をお願いすれば良いのか、相談しながら検討していく予定である。

その他に、地域の福祉関係の事業者、偕生園やアットホーム習志野の職員の方や退職をされた学校の教員の方々、新婦人の会もあるようなのでお願いを出来る機会があれば協議会としてお願いしたいと思う。船橋特別支援学校だけでなく、八千代特別支援学校や習志野の特別支援学校にもバスが出来るので、障がいを持ったこどもが地域の学校だけではなくて市外の学校に通っていたりすることを「〇時頃に通っているので声を掛けてあげて欲しい」といった依頼文を配り活動していきたいと考えている。まずは、社会福祉協議会の支部長に意見を聞く中で地域にあった動きをしていく必要があると考えている。

もう一点として、「習志野市こども発達支援施策ロジックモデルの活用について 提言書」（以下「提言書」という。）の14ページの右下の3つ（0301、0302、0303）にて、こどもが地域の中で一緒に過ごす環境をどう作っていくかを市民協働こども発達支援推進協議会の中で検討して頂く中で、具体的に挙がっていることに協力していくことや足りないことに関して民間の私達が出来るとは何かを提案していくこと等を御協力という形で出来ないか、内村委員に相談している。同じことを様々な会議で協議するのでなく、効率良く出来れば良いと思う。まずは一つの地域に対してアプローチをして、課題を解決していき、成功事例としていきたいと考えているが、部会としての意見として、一つ上手くいったら私達が寄付を集めて習志野市に協議会としてバス停を作る等、様々な特別支援学校の通学路として地域のこどもが通うために地域の大人が協力するような環境をいずれ作っていったら良いと思う。まずは目の前の問題である地域のこどもに対する声掛けを社会福祉協議会の支部長に相談し、解決していきたいと考えている。今年の活動の報告としては障がい福祉計画への意見出しの他に障がいを持ったこどもや、親に障がいがあるこどもたちが地域の中で見守られて育つ環境作りの検討をしてきたがまだ解決には至っていない。今回の取り組みをしていた中で感じたことは、それぞれの地域の事情があり、時間をかけて活動していかなければならないということだった。引き続き、活動を続けていきたいと思う。以上。

2. 協議

（1）平成27年度の協議会活動について【資料2】

（松尾会長）

各部会から平成26年度の活動のまとめとして報告して頂いたが、今年度、この協議会は大きな4つの柱を軸に各部会で活動を行ってきた。地域課題の把握と抽出の部分については、相談支援部会の支援会議の開催や計画相談事業者との情報交換会、就労部会では視察を実施、児童部会では教育と福祉の連携についての意見交換、社会資源開発・改善部会でも障がい者基本計画のアンケートを基に課題の抽出をしていたと思う。昨年度提出をした提言書の提言の実現化については、基幹型相談支援センターの要望は、障がい者基本計画に平成29年度に設置を計画ということで計上することが出来た。児童部会でも児童福祉サービスの拡充についてチラシの作成で周知し始めることが出来ている。就労支援部会でも障害者優先調達法の説明会を今年度行った。少しずつ各部会から提言の実現化に向けた動きが出てきていると思う。地域への協議会の周知では、「ならたく」、ふれあいまつり、市民啓発講座等、主に権利擁護・広報啓発部会を中心に行ってきた。協議会内におけるネットワークの強化については、全体会を通じて各委員にそれぞれの活動を発表して頂き、ネットワークの強化を図ってきた。それぞれの部会が計画を意識して活動して頂いたと思うので、引き続き今年度の活動の流れを汲んだ上に平成27年度の活動の協議をしていかなければならない。しかし、制度の改正等もあり、現在挙げられている検討事項については、一つ目が障害者差別解消法への対応である。差別解消について当事者や市民への周知や、障害者差別解消支援地域協議会のあり方等を検討しなければならない。

二つ目は基幹相談支援センターの設置について具体的にこの1年で現在の体制を踏まえ、機能と配置職員の体制について検討しなければならない。

三つ目は4月から施行される生活困窮者自立支援法の中で「らいふあっぷ習志野」が設置される中での連携の仕方の検討である。

四つ目が平成27年10月に開設予定の成年後見センターとの連携等、様々な制度で中核となるセンターが立ち上がる中で、協議会としての連携の仕方を検討していかなければならないと考えている。具体的な事については、運営会議を通じて精査をし、次年度の全体会の中で平成27年度計画として各委員に示していきたい。各部会からの活動の報告を聞いて頂いた中でもう少し強化した方が良い点と、取り組んだ方が良いと思われる点等があれば意見を伺いたい。成年後見や差別解消、虐待防止センター等の件については畠山委員より先程お話があったように、権利擁護・広報啓発部会の活動が非常に重要になってくると思う。実際のところ各部会の人数の配分でバランスが違っており、各部会とも非常に苦勞されていると思う中で特に来年度に向けて権利擁護・広報啓発は協議会として強化していかなければならない部分である。権利擁護・広報啓発部会に依存しなければいけない部分もあると思うが、市民啓発講座や福祉ふれあいまつり等もあるので他部会から応援、もしくは協力していかなければならないと思う。

(畠山委員)

今年度初めての部会で、全てが初めての状態であったが有難いことに昨年度ワーキングチームとして活動していた委員が集まった形であったので何とかなった。しかし、その他に関しては進めていないこともあり、検討中である。まちづくり会議等では5名で活動することは難しいので現在各委員で出席している会議があれば把握したいと考えている。また、別に差別解消法の協議会については浦安市で行っている内容をモデルに行っていきたい。浦安市では行政職員や警察官等、様々な職の方が委員となっている。今後、依頼も検討したいがその前に我々が差別解消について知識を深めていきたいと思う。

(松尾会長)

他の部会に関しても手広く協議を進めて頂いている。本当に限られた時間、人数の中で最大に動いて頂いたと思う。協議会のなかでは障がい者基本計画のモニタリングや各部会への当事者の参加の検討等、多くの検討事項があると思うが、運営会議を通じて優先順位や内容を精査した上で進めていきたいと考えている。他に意見が無ければ運営会議に持ち帰り、4月の全体会にて示していきたいと思うがよろしいか。

(全委員)

意見無し

(2) 障がい者相談支援事業委託事業評価委員会の評価結果【資料3】

(事務局)

相談支援事業については習志野玲光苑と旅人の木に事業委託しているが年1回、事業評価を行っている。本日は、評価委員会にて評価を行った結果を委員へ報告し、委員から委託事業の中に取り組み内容の提案等がある場合は御意見頂きたいと思う。この結果を含め、事業所へ結果を返したいと考えている。

1 ページ「1. 評価の目的」から説明させて頂く。目的は、「①習志野市が業務委託する障がい者相談支援事業の運営が適切に行われていることを調査確認する。」「②評価結果を受託法人に報告し、今後の業務運営に役立てられるよう指導助言する。」である。

「2. 事業評価の内容と評価手順」は、「①各法人による自己評価を平成26年12月～1月上旬に書面調査(8分野48項目を5段階評価)により実施。」「②自己評価を参考に、障がい福祉課職員が平成27年1月30日に現地に出向いてヒアリングと帳簿・台帳等が適正に処理されているか調査(現地調査)を実施。」「③現地調査後、事務局が『事業運営評価』を作成。」「④平成27年2

月12日に習志野市障がい者相談支援事業委託法人候補者選考及び評価委員会を開催し総合評価を実施。」「⑤総合評価結果を習志野市障がい者地域共生協議会に報告し意見聴取」であり、本日は⑤に当てはまっている。事務局側が作成した事業運営評価については2ページを御覧頂きたい。

(1) 習志野玲光苑は、総合評価【5】(かなり良い)であり、達成割合80%以上となっている。上段の内容は現状の内容となるので御確認して頂きたい。

今後の取り組み依頼として、「社会資源(インフォーマルを含む)を有効活用できるよう資源に関する情報の収集を積極的にして頂きたい。また、相談支援を行っていく中で見えてくる個別の課題から習志野市で不足している資源を、地域共生協議会の相談支援部会に意見として提出頂きたい。」「事業運営に関しての苦情、要望は些細なことでも委託者に報告頂きたい。」「多様化した相談内容に対応できるよう、また、支援の力量・専門性が確保されるよう今後も研修等に参加をして資質の向上に努めて頂きたい。」としている。

(2) 旅人の木は総合評価【5】(かなり良い)であり、達成割合80%以上である。

今後の取り組み依頼として、「相談支援専門員の交代については、利用者に不安のないよう、適切に引継がれるよう配慮頂きたい。また、日ごろの相談に対しても、出来る限り事後点検には取り組んで頂きたい。」「発達障がいや高次脳機能障害、ひきこもりなどの相談については、専門知識と相談スキルが必要であるため、今後も研修等に参加し資質の向上を図って頂くとともに、他の相談支援事業所等からの相談に対しても指導・助言に努めて頂きたい。」「引き続き、地域共生協議会や関係者との連携の中で、地域に必要な社会資源の提案を頂きたい。」としている。

委員会としての評価結果としては、「両事業所とも平成26年度の事業運営状況は適当である。」となった。評価委員会の意見、参考として下記に記載をしている。

1点目は「習志野玲光苑の電話が繋がらない」とのことであったが、1名は在籍しているので致し方ないということとなった。

2点目、全ての評価項目において評価点が高く、良い部分や課題も分かりにくい評価となっている。次期からは評価方法の改善を検討する。

3点目、相談件数等から、障がいの特性が良く反映されている。精神を主な対象としている旅人の木は女性の相談が多く、関係機関と調整しながらの支援が精神の方には大きい。習志野玲光苑は相談件数が減っているが、訪問に行っただけ時間がとられていると考えられ、丁寧な対応をされている。

以上の意見が評価委員会としての意見であり、結果を報告させて頂いたが、地域共生協議会として御意見を伺いたい。

(松尾会長)

評価委員会では両事業所とも非常に高い評価であったが、要望、質問等はあるか。両事業所とも今年は大変忙しい年であったと思う。そのおかげで計画相談の達成率も非常に高くなり、4月までにある程度の目処が立ったのではないかと思うが、障害福祉サービス事業所の適正な評価も担っていると思うので委員の中でも、地域やそれぞれのネットワークの中で得た情報を相談支援事業所にも伝えていきながら地域全体の質を高めていけたら良いと思う。

(森田委員)

習志野玲光苑は電話が繋がりにくいことがあるが、電話をするのは相談用の電話番号でないといけないか。

(武石委員)

他の電話でも構わない。現在、携帯電話を転送にして回線を2つにしている。

(武井委員)

今後、地域共生協議会の活動の中で大きな課題となってくるのが基幹型相談支援センターであると思う。その検討にあたり、習志野玲光苑と旅人の木の現在の経験が貴重なケースとして積み上げられていると思う。相談支援事業所が機能したことにより上手くいっているケースやこれから懸念していかねばならない課題を一つ一つ、地域全体でどのような相談支援の体制を作っていくという観点から課題を集約して、今後協議していかねばならないと考えている。いずれ市内の全事業所向けや一般の障がいのある方、家族向けに相談支援の利点や課題についてフィードバック出来れば良いと思う。以上。

(松尾会長)

あかね園においても計画相談の達成率はセルフプランも含めてほぼ100%達成しているにもかかわらず、家庭訪問をすると親が計画を作ったという認識が無いことや知らないうちに進んでしまっているということもあるようだ。本当の意味の計画相談の必要性や認知はもう少し広げていかねばならないと思う。他に何かあるか。

(渡辺委員)

市から委託されている習志野玲光苑と旅人の木に期待することは一般相談の部分である。計画に乗らない方々をどうケアするかという部分で、ケースの掘り起こしの部分も含めてとても重要な部分であると思う。忙しい中で使い分けをしていくのはとても難しいことではあると思うが市とも相談しながらどう有効活用していくか協議し、更に使いやすい相談支援事業所になれば良いと思う。

(福田副会長)

この人数で計画相談、一般相談をするのは難しい部分がたくさんあると思う。一般相談の部分で、計画相談に移っていく際に、利用者が事業所を選べるくらいあればそのままつないでいくということが出来ると思う。そこは相談支援部会の役割であると思うが、計画相談の作成は相談支援専門がついて下支えをする等、権利擁護の部分もある。基幹型相談支援センターについては、委託の相談支援事業所や地域共生協議会との連携の位置づけをどのようにするのか検討しなければならない。もう少し、計画相談支援事業所が増えると、委託の相談支援事業所の果たす役割は更に大きくなると思う。連絡が取れないことはそれほど忙しいということであり、協力していかねばならないと思う。

3. 外部会議の報告

(1) 習志野市市民協働こども発達支援推進協議会報告

(松尾会長)

12月に習志野市市民協働こども発達支援推進協議会に出席した。この協議会の目的は障がいの有無にかかわらず、地域の中でこどもが安心して成長出来る環境をつくることである。こうした環境づくりを目指していく中で、各発達支援施策が方向性を明確にするためにロジックモデルという手法を導入し、3年から5年をかけて整備していくことを目標としている。具体的なことについてはロジックモデルを御覧頂きたいが、前回の会議については内山委員からもお話しがあったように地域の中でこどもの社会参加を促進するという部分で市の資源、部署、事業所等がどのように関わられるのかを検討した。その結果がこの提言書となっている。提言書については昨年12月26日に市長に提出されている。当日は、併せてひまわり発達相談センターの評価委員会も開催され、開設から現在までの取組みやこれからの取組み、保護者同士の仲間づくりについて等の意見交換を行った。次回は5月に行われるので、改めて報告をしたいと思う。以上。

(2) 習志野市新型インフルエンザ等対策審議会報告

(武石委員)

平成24年度より新型インフルエンザ措置法が施行され、それに伴い習志野市では習志野市新型インフルエンザ等対策審議会が開催されている。平成26年度は4回開催され、行動指針を立てている。新型インフルエンザ行動指針については12月に行われた習志野の議会と千葉県に提出をしている。平成

27年度についても1月に広報誌習志野とホームページにて周知を行っている。業務継続計画として発生段階で現在行われている市の業務が継続するのか、縮小または中断するのか協議をすることとしている。また、国内のピーク時に習志野市職員の4割の出勤が出来なくなることを見込む等、最も大きな被害を想定しながら業務継続計画を作成している。市民の安全を保持しなければならないことから優先順位をつけながら決定した。国が緊急事態宣言を出した場合に、県中に施設の制限が出るようで市の方では人が集まる公民館、図書館、学校、幼稚園等の閉鎖を行い、市民が生きていく上で重要な業務のみ実施することで拡大を防ぐ方法を検討している。平成27年度についてはマニュアルを作成していく。メンバーは、各事業所、関係機関、医療機関、市民団体を予定している。特に市民団体とマニュアル作成の協力をしていきたいとのことだった。地域共生協議会としては、マニュアルの作成にあたり障がい者の方でもわかるような知的障がいの方の為にふりがなを振ることや、視覚障がいの方には点字文書にする等、意見として出している。以上。

4. 委員の取組みについて

(森田委員)

児童発達と放課後等デイの取組みについて発表させて頂く。スライドに映っているのが、私が運営している施設であり、全て児童に関係する事業所である。保育所キディキンダムが幕張本郷にある保育所で定員が20名程だが、定員一杯となっている。まめの木が習志野に1つと八千代台に2つあり、現在4つの事業所を運営している。まめの木は一軒家で行っており、自治会に入れてもらったり、回覧板を回すことやごみ当番等の地道な活動をして地域の中に入れてもらっている。児童発達支援サービスの概要は福祉サービスの概要からの転載だが、実際に児童発達とはどのような児童を対象にしているのか、わかりやすいと思い記載している。基本的には未就学の児童が対象で療育手帳や身体障害者手帳を持っている方もいらっしゃるが、家族の方が障がいの受容が出来なくて市から障害福祉サービスの受給券だけ支給してもらい利用されている方もいる。放課後等デイサービスは入学から18歳になり卒業するまでの児童が利用している。次にまめの木の指針として記載しているが、まめの木としては、障がいとして出ている症状は元々染色体異常等、病気から出ている症状についておおまかな病気を治すことは出来ないが、療育を行うことによって違う能力を引き延ばして現在出ている症状を少しでも緩和出来れば良いと思いたくさんの療育を取り入れている。まめの木は指針を4つに分けているが、まめの木は1歳の児童もお預かりをしているので保護者以外の大人との関わりや、自宅以外の生活、安全な食事、教育・療育を指針として挙げている。児童だけではなく大人の方もそうだが、自分だけで頑張りすぎず、周囲の人に助けてもらえるような力を身に付けて欲しいと思っている。

また、児童の障がいは本当に様々で、成長も児童によって全く違うが生涯をかけての教育・療育を受けて欲しいと思っている。大人になってから大学に通っている方も多くいるのでいつでも教育が受けられるような療育をしていきたい。保護者だけの関わりではなく、他の方でも見ることが出来る子になって欲しいと思う。まめの木はどうしても医療色が強いので医療行為がある児童が常にいるが基本的に医療というのは療育を受けるためのサポート程度でしかないと思っているので、道具や周りの人を上手く活用し、生きていけるような子になって欲しい。まめの木は英語やダンス、音楽、製作を療育として行っている。英語は外国人の先生が教え、ダンスはダンススクールの先生が教えている。音楽や製作は保育士がメインで行っている。様々な職種の方が関わることで児童の可能性を引き出せるのではないかと考えている。一戸建てでの安全面はスタッフがソフト面のサポートをすることに力を入れている。まめの木はもらい物が多いが、本人に合うものはなかなか無いので、クッションやサポートする道具等、市販で売っているものや、スタッフが作ってくれた物を保護者に見せることで身の回りにある物で支援が出来ることを共通することが出来れば良いと思う。また、食器やおもちゃなども本人に合う物を使うことで多少自立が出来てくことや、個人に合ったサポートが出来れば良いと考えている。スライドの写真については、重度心身障がいの児童であるが、一番左の写真を見ると座っているように見えるが首は座っていないのでクッションの位置を変えるだけで目線や手の位置もしっかりするようになる。最後に体勢を整えて集団の中に入れることで刺激を受けることの出来るようにする。次の児童は体幹がしっかりしづらい性質のある児童である。手が伸びなかったり、テーブルの間に手が落ちてしまったりしてい

たがスタッフがクッションベルトを作成し、テーブルの間の隙間も埋めている。現在は背が伸びてきたのでクッションベルトは必要が無くなっている。その他にも座位が自分で保てない重度心身障がい児に対してはベルトを使って体幹がしっかりすると手の動きが良くなる。内転防止のサポートについては、どうしても足を使っていない児童は足が窄まってしまうことがあるので、児童に合ったイスに合わせて作ったものに装具を必ずつけて足の内側から刺激を与えることから始めている。次の車イスの児童は自分で体幹を支えられないとどうしてもずれて落ちてきてしまうので、腰ベルトだけだと弱い状態である。保育士に見せるとベルトがきつすぎてかわいそうと意見をもらうが、安全面を考えるとベルトを本人のきつさに合わせることで体幹がしっかり出来る。リハビリの先生などは1対1で見ること慣れているが、保育士は集団で見ること慣れているので意見の違いは出るが、内部で反省をしていかないと安全面は守っていけないと考えている。この児童は逆流性食道炎なので2時間を経たないと次の食事が食べられない。その間に寝てしまうと食事を戻してしまう傾向があるので、座っている時でも安全面を考えていかなければならないため学校とも協力をしながら預かっている。「リスク管理の座らせ方」ということでまめの木の医療職の方が注意事項等を勉強会も踏まえて資料を作成している。ただ、注意するだけでなく、どのようにすれば良いか話し合いをしている。食事についても重度心身障がい児の方には食事をどんどん挙げてしまう傾向にあるが口の中の容量は少ないということや、障がいのある児童は見た目よりも舌も動かしづらいこと等、勉強する機会を作っている。写真の児童は、食事の容器を変えてあげることで、一人で出来ることが多くなったが、体幹が捻じれてしまうことがあるので補助がつきながら食事をとっている。

次のスライドの左の児童は、口の周りに過敏があり食べる機能は出来るが口の中に入る異物が嫌だと感じている。この児童には、遊びをしながら口の周りのマッサージを行っている。また、資料は保護者にも渡し、事業所と家庭の両方で行えるようにしている。

右の児童は人工呼吸器がついており全然手が伸びなかったが、おもちゃで手を伸ばすような訓練により手が伸びるようになり、一人で遊べるようになった。自分で遊べるのがとても大事であるので、人が来てくれるのを何もしないで待つようになるのはとてもかわいそうだと思っている。出来るだけ刺激を与え、出来ることを増やしていくようにおもちゃ等も手作りで職員が作成をしている。

八千代の事業所のダンスは動ける児童もいるので児童に合わせたダンスを踊ってくれている。曜日によって安全面の関係から児童を分けていたりする。習志野は動ける児童が多いので座って何かをすることをメインで行っている。イスだと立ち上がり早い等があるので、座って人の話を聞くことやご飯を食べることに力を入れている。習志野の事業所の児童はテンションが上がると天井につきそうな程ジャンプをするので、あまりテンションの上がないようなダンスを考えてもらっている。

イベントではアロマバス等を行うと喜ぶことが多い。小さな頃から色々な刺激を与えると表情が良くなると思っている。その他に、音楽会や庭でプール等、あまり外に出る事業所ではないので庭で行えることを行っている。また、職員のセンスということで、壁紙に児童の写真を飾った時に職員の顔も飾ったところ、保護者にとっても好評であったので保護者にはしおりにして渡している。

最後に、保護者には賢くまめの木を利用して欲しいと言っている。「お願いする」と保護者に言われるととてもやりがいを感じるが、24時間児童を見ることは出来ないのも最終的に見ていくのは家族の方だと思う。しかし、24時間すべての力を注いで児童を育てていくことは続かないので上手く事業所を利用する力を身に付けて欲しいと思っている。まめの木は重度心身障がいの児童が多い。小さい頃は兄弟と同じ時間に同じ場所に行くことが出来るが、小学生くらいになると活動が大きく違ってくる。どちらかに合わせてしまうと厳しくなってしまうことがあるので、「そろそろ兄弟と活動が違っても良いのではないかと保護者に伝えたりもしている。遠出等、一緒に行くことだけではなく、上手く事業所を使って欲しいと伝えている。また、保護者は学力や出来ることを比べることが非常に多いので比べるのではなく、その子はその子らしく生きているということ、事業所を使っていく中で自分のこどもが成長した際に「比べなくてもいいんだ」と言っている保護者もいるが、やはり比べる保護者が多いので、肩の力を抜いて欲しいと思っている。以上。

(臼田委員)

私が所属している商工振興課では、習志野市の商工業の振興、中小企業に対する資金融資業務、労働行政、観光の振興業務を主に取り扱っている。今回発表させて頂くのは労働行政の中で今年度主要事業であった「ふるさとハローワークならしの」についてである。

設置概要とは、開設場所は習志野市勤労会館内である。京成大久保駅の南側に習志野市中央公園があり、その南端に勤労会館が位置している。その1階の左端奥に「ふるさとハローワークならしの」が開設されている。ハローワーク内は相談員が2名体制であり、検索端末5台を設置している。

業務内容は、職業相談、職業相談サービスにおいて国と市町村が連携して当該地域住民の就職促進と利便性の向上を図る施設である。この度開設された「ふるさとハローワークならしの」は、ハローワーク船橋の出先機関と位置づけられ、国と本市が共同で運営に当たる。主な業務内容は、「1. 求職者に対する職業相談、求職受理及び職業紹介（ただし、障がい者や新規学卒者の相談はこれまでと同様、ハローワーク船橋となる）」、「2. 求人者に対する求人の受理とこれに関する相談」、「3. 人員体制については、職業相談員2名（国）、事務補佐員1名（勤労会館再任用職員）」「4. 求人検索機等の活用による求人情報を提供、求人検索端末5台を設置し求人情報を提供、職種・就業場所・就業形態・就業時間等の条件をタッチパネルにより選択し希望の求人情報を検索・閲覧・印刷することが可能」である。なお、この閲覧情報については全国共通の情報となっている。また、閲覧のみであれば障がい者の情報も閲覧可能である。

運営体制については、国が専門相談員による就業相談業務を実施するとともに、求人情報検索端末による求人情報提供を行う。市は、運営を補佐するとともに、設置スペースの提供と、電気料、光熱水費等を負担し共同で「ふるさとハローワークならしの」を運営する。

平成27年1月19日に開設され、実質運営期間が2か月経過していない状態であるが、その間の状況を説明させて頂く。1月19日から3月15日までの利用合計は542名であり、1日平均11名となっている。利用者の市内・市外別では圧倒的に市内の利用者が多くなっている。市内・市外別に理由を、京成線の沿線に立地していることから八千代市や佐倉市方面の利用も見込まれるということである。このような集計を行っている。年代別の利用状況では542名中、一番多かった年代は60歳以上の男性の方で115名である。次に40代の男女で80名程に利用されている。高齢者、50代、40代の利用が多いが若い年層には利用が少ないことが見受けられる。

今後の課題として、一つ目は利用人数である。平均利用人数が11名であるが、開設より徐々に利用人数は増加していることから周知に力を入れたいと思っている。周知方法として、チラシをハローワーク船橋、八千代市役所にある八千代市地域職業相談室にも設置して施設の周知を図っている。二つ目が関係機関との連携であり、来年度更に福祉の就業系の事業所が開設される。事業所との連携がこれから求められてくると思うが、狭い市の中で窓口が分散されてしまった問題もあるので、どのように連携を図っていくかが課題である。三つ目は「ふるさとハローワークならしの」にて取り扱っていない求職者及び求人者への対応であり、障がい者への対応については専門相談員でないと対応が難しいケースが多いということで「ふるさとハローワークならしの」では対応が出来ない。求人についても求人票の受理は行っているが、実際には取り次ぎという状況になっている。また、取り次ぐことの出来る求人についても2年以内にハローワークに求人を出している企業でないといけない等、制約が多いことがあるので国と協議しながら改善を図っていききたい。以上。

(松尾会長)

何か質問等あるか。

(福田委員)

森田委員へ質問だが、先程から計画相談という言葉が出ているが相談支援事業所との連携で工夫していることはあるか。

(森田委員)

習志野市ではあじさい療育支援センターの中神委員や玲光苑と連携している。船橋はまだいないが、千葉市、八千代市からも利用者が来ている。千葉市では、リハビリテーションセンターの相談員からの電話や八千代市ははばたき支援センターの相談員が児童を受けてもらえることとなり、徐々に相談支援事業所が広がってきている。相談支援事業所が増えることで事業所を客観的に見た評価につながると思う。利用者が言えないことを相談支援事業所に言ってもらえれば改善できるので、そのように連携が図っていけば良いと思っている。

(福田委員)

望むことはあるか。

(森田委員)

相談支援事業所が決まっていない児童に関しては、一つの事業所では出来ない事や気が付けないことが出てきてしまうと思うので、情報を提供してくれる人が家族についてもらえると良いと思う。

(松尾会長)

ハローワークに関しても、専門相談員が1ヶ月に何回か「ふるさとハローワークならしの」に来て相談を受けてもらえると良いと思う。是非、船橋には無い「ふるさとハローワークならしの」の静かな雰囲気を活かして頂きたいと思っている。

5. 平成26年度障がい者虐待防止センターの実績

(事務局)

平成26年度障がい者虐待に関する実績について報告させて頂く。

平成24年度10月に通称 障害者虐待防止法が施行され、習志野市では障がい福祉課に障がい者虐待防止センターを設置している。平成26年4月から平成27年3月現在までの約1年間では、通報届出が13件であり、件数内容は本人からの届出が1件、家族からが4件、支援機関からが6件、医療機関からが2件の計13件となっている。

虐待内容は、養護者からの虐待が10件、使用者からの虐待が2件、施設従事者等からの虐待が1件で、夫から外出から戻ると「どこに行っていたんだ!」と激しく叱責され、外出時もストーカーのように離れてついて来るといった心理的・経済的虐待や、通院時、待合室にて本人の動きが緩慢なことや理解が遅いことに対して、叩く行為や兄弟間での暴力といった身体的虐待等、他の虐待に比べ心理的虐待、身体的虐待が通報内容として多くなっている。

また、使用者の虐待及び施設従事者等からの虐待については、虐待が認められた場合は県への報告、通報が必須となっており、今年度については該当となるケースを県へ通報をしている。

次に、被虐待者の障がい種別としては、身体障がい者が0名、知的障がい者が5名、精神障がい者が8名となっている。進捗状況は、事実確認の結果虐待の事実が判明しなかったケースが3件、県への通報が1件、支援継続中が7件、終結が2件である。

いずれの場合も虐待者、被虐待者において「虐待をしている、されている」との認識は低く、多くが関係機関や事業所からの通報により発覚をしている。障がい者虐待防止センターにて通報を受けた場合は、すぐに課内で協議を行い、解決に向けた対応を図っている。

障害者虐待防止法では、障がい者に対しての虐待の発見、または虐待の疑いを感じたいずれにおいても市へ通報する義務が定められております。今後とも、皆様の御協力の程、よろしくお願ひしたい。以上。

(松尾会長)

質問等何かあるか。

(内山委員)

通報の13件という数字は少ないと考えているが、全国平均はどのくらいなのか16万人程度の人口のところで教えて頂ければと思う。また、虐待者から引き離れたケース等はあるのか教えて頂きたい。

(事務局)

全国平均について、平成25年度の通報件数となるが全国で2,629件となっている。しかし、同規模の市町村の通報件については不明なため比較は難しいが、去年は5件の通報であったので倍以上の通報にはなっている。障がい福祉のしおり等で少しずつ周知はされていると思う。

もう一点の虐待者からの隔離については、既に1フィルターに入っているという報告を受けているケースが1件ある。また、その他についてもGHや短期入所を利用して距離をとる等の対応している。

6. その他

(北田委員)

前回の全体会にて生活困窮者自立支援制度について説明させて頂いたが、今回、資料として「生活と仕事の総合相談窓口」というチラシを配布させて頂いている。平成27年4月1日から施行される生活困窮者自立支援法に基づき生活困窮者自立支援事業ということで全国の市町村が一斉にスタートする。生活困窮者自立支援法の目的としては、生活保護に至る前の生活困窮者に自立に向けた総合的な支援を行うことであるが対象者については出来る限り対象を幅広くとらえ、配慮のある対応を行っていききたいと思う。

名称に関しては「らいふあっぷ習志野」であり、「生活相談支援センター」が法律上の名前となる。

開設は平成27年4月1日で、開設場所は京成津田沼駅ビルサンロード津田沼の6階となる。開所日は月曜日から金曜日で午前8時30分から午後5時となっている。祝日、年末年始は除くとなっているが、対象を幅広く行うことから現在検討中である。相談の種類としては4つの事業を行うが、相談窓口が1つであり、その相談窓口にて対応した人に対して3つの事業を用意している。家計相談支援事業、住居確保給付金、学習支援事業である。家族がひきこもっている場合、相談に乗ることが可能であることや家計や家賃の支払いに困っている等、幅広く相談に乗っていききたいと考えている。4月1日開設があるので困っている方がいた場合、早期発見して頂き案内して頂きたいと思う。以上。

(内村委員)

ロジックモデルについて簡単に説明させて頂きたい。様々な事業を行っているが、それぞれ別の課が行っているものであり相互の共通理解や目標等が明確でなかったために、目標を再構築及び市民の方々の意見も取り入れ、市民にとってより良い施策を策定するために行われている。現在それぞれの課で行っている事業について洗い出しを行い、目的を樹木状に表している。提言書に記載があるロジックモデルよりも詳細な事業はまだあるが、そのような事業は随時修正がある事業で公表はしない方法であるようである。現在はまだ途中の状態であり、これから事業について等の調査をしていくことになる。今後、皆様にもお力添えを頂いたりすると思うのでよろしくお願ひしたい。以上。

(事務局)

昨年度は部会が3部会であり事務局に職員を2名ずつ配置していたが、今年度は5部会となり事務局は職員を1名ずつ配置し、会議録においても各部会にて作成を依頼している状況である。平成27年度も部会は5部会で行い事務局も同様の体制で臨みたいと思っている。現在、部会を毎月開催するにあたって毎回開催通知を送付しているが、開催通知が不要であれば業務改善の一環として運営会議及び各部会の開催通知を省略してよろしいかお伺ひしたい。

(松尾会長)
必要な委員はいるか。

(福田委員)
通知は不要だが、確認はして頂きたい。

(平委員)
教員は通知により校長命令で出席をしているので、通知をして頂きたい。

(松尾会長)
必要な委員は年度内に事務局にお伝え頂きたい。必要な方のみ通知をすれば良いと思う。

(事務局)
第3期習志野市障がい者基本計画の改訂及び第4期習志野市障がい福祉計画の策定について、委員の皆様より多くの意見を頂き誠にありがとうございました。3月末には作成を予定しているが、5月頃を目処に配布したいと思っている。関係機関や障がい者団体にも配布する予定である。また、次年度より計画の推進となるが計画の進捗状況については今後も報告をしていくので、引き続き委員の皆様には御協力の程よろしくお願いしたい。

今回は平成27年度第1回全体会となる。開催日時は4月23日(木)午後2時から4時で会場はサンロード6階大会議室であるのでよろしくお願いしたい。

(事務局 東課長)
今年度最後の全体会であるので、この場をお借りして挨拶とさせて頂きたい。

1年間、皆様の貴重なお時間と労力をお借りして習志野市障がい者地域共生協議会が滞りなく執り行われたことに心より感謝申し上げます。このような地域のネットワークに多くの貢献をして頂きました皆様に感謝を申し上げ、挨拶とさせて頂く。1年間、誠にありがとうございました。

(松尾会長)
それでは第4回習志野市障がい者地域共生協議会を閉会とする。お疲れ様でした。

所管課

障がい福祉課

TEL : 047-453-9206

(内線 215)

FAX : 047-453-9309